

ビスケット類の表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第11条第1項の規定に基づき、ビスケット類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「ビスケット類」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン及びパイ並びにこれらの加工品をいう。</p> <p>2 この規約で「ビスケット」とは、小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>3 この規約で「クラッカー」とは、小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>4 この規約で「カットパン」とは、小麦粉、糖類、食用油脂、食塩及びイーストを原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオープンを使用して製造した水分の多い食品をいう。</p> <p>5 この規約で「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。</p> <p>(1) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した小麦粉を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品</p> <p>(2) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したも</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>のを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した小麦粉を主体とする部分が製品の 外側部分になるようにし、その中に果物、肉の加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品</p> <p>6 この規約で「ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイの加工品」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイにクリーム、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの又はこれらの表面にチョコレート、砂糖、卵白、醤油、油脂等を塗布若しくは被覆したものをいう。</p> <p>7 この規約で「事業者」とは、ビスケット類を製造し、加工包装し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>8 この規約で「表示」とは、「景品表示法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定するものであって、ビスケット類の表示に関する公正競争規約の施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるものをいう。</p> <p>（必要な表示事項）</p> <p>第3条 事業者は、ビスケット類の容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれ当該各号に掲げる基準に従い、施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明りょうに一括して表示しな</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 ビスケット類の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第8項に規定する「表示」とは、顧客を誘引する手段として、事業者が自己の供給するビスケット類の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオンサイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p>（表示する文字の大きさ）</p> <p>第2条 規約第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき表示する文字の大きさは、8ポイントの活字以上の大きさとする。ただし、規約第3条第1項第8号に規定する事故品を取り替える旨の表示及び表</p>

規 約	施 行 規 則
<p>ればならない。</p> <p>(1) 種類別名称 次に掲げる分類により表示すること。</p> <p>ア ビスケット ビスケットのうち施行規則に定めるものにあつては、クッキーと表示することができる。</p> <p>イ クラッカー クラッカーにかえて乾パン又はプレッツェルと表示することができる。ただし、プレッツェルにあつては、施行規則に定めるものに限る。</p> <p>ウ カットパン</p> <p>エ パイ 前条第5項第1号の製品については、パイにかえてパフと表示することができる。</p> <p>オ 加工品 製品生地の種類別名称を表示する。</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものにあつては、5.5 ポイント以上の大きさの活字とする。</p> <p>(種類別名称)</p> <p>第3条 規約第3条第1項第1号アに定めるクッキーとは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 「手づくり風」の外観を有し、糖分、脂肪分の合計が重量百分比で 40%以上のもので、嗜好に応じ、卵、乳製品、ナッツ、乾果、蜂蜜等により製品の特徴づけをおこなって風味よく焼きあげたもの</p> <p>(2) その他、全国ビスケット公正取引協議会の承認を得た場合</p> <p>2 規約第3条第1項第1号イに定めるプレッツェルとは、棒状、リング型等に成型した生種（なまだね）をアルカリ処理して焼きあげたものをいう。</p> <p>3 ビスケット類を2種類以上詰め合わせた容器、包装にあつては、詰め合わせた内容品の種類別名称を重量の多いものの順に列記して表示すること。ただし、「ビスケット類」の詰め合わせと表示することができる。</p> <p>4 ビスケット類と他の食品を詰め合わせた容器、包装にあつては、詰め合わせた内容品の種類別名称を重量の多いものの順に列記して表示すること。この場合において、ビスケット類を2種類以上詰め合わせたものについてのビスケット類の種類別名称は、前項ただし書に定めるところにより表示することができる。</p> <p>5 規約第3条第1項第1号に規定する「種類別名称」の文字に代えて「名称」、「品名」又は「種類別」と記載することができる。</p> <p>(原材料名の表示)</p> <p>第4条 規約第3条第1項第2号に規定する「原材料名」は、使用した原材料を、次に規定するところにより表示すること。ただし、ビスケット類に、チョコ</p>

規 約	施 行 規 則
(3) 内容量	<p>コレート類の表示に関する公正競争規約に規定するチョコレート生地又は準チョコレート生地を使用するものにあつてはそれぞれ一括してチョコレート、準チョコレートと表示することができる。</p> <p>(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>(2) 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の規定に従い表示すること。</p> <p>(3) 遺伝子組換えに関する表示をする場合は、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準及び食品衛生法施行規則の規定に従い、表示するものとする。</p> <p>（種類別名称及び原材料名の表示の特例）</p> <p>第5条 ビスケット類であつて、チョコレート類の表示に関する公正競争規約に規定するチョコレート類でもあるものについては、その種類別名称及び原材料名の表示は、規約第3条第1項第1号及び前条の規定にかかわらずチョコレート類の表示に関する公正競争規約第2条第2項から第11項の規定に従い表示することができる。</p> <p>（内容量の表示）</p> <p>第6条 規約第3条第1項第3号に規定する「内容量」は、「グラム」若しくは「キログラム」又は「g」若しくは「kg」で表示する。ただし、製造技術上の理由により内容量を一定にすることが困難な次のものにあつては、枚数、個数で表示することができる。</p> <p>(1) ビスケット類にクリーム、チョコレート、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの、又はビスケット類の表面にチョコレート等を被覆したものであつて重量を一定にすることが困難なもの</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(4) 賞味期限</p>	<p>(2) ビスケット類の1個の重量が3g以上のものであって重量を一定にすることが困難なもの</p> <p>(3) その他、全国ビスケット公正取引協議会の承認を得た場合</p> <p>(賞味期限の表示)</p> <p>第7条 規約第3条第1項第4号に規定する「賞味期限」の表示は、次の例により表示する。ただし、一括表示により表示することが困難な場合には、賞味期限欄に記載箇所を表示したうえで、他の箇所に賞味期限を表示することができるものとする。</p> <p>(1) 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の例などにより表示する。</p> <p>ア 平成18年4月1日</p> <p>イ 18. 4. 1</p> <p>ウ 2006. 4. 1</p> <p>エ 06. 4. 1</p> <p>(2) 製造から賞味期限までの期間が3月をこえるものにあつては、次の例などにより表示する。</p> <p>ア 平成18年4月</p> <p>イ 18. 4</p> <p>ウ 2006. 4</p> <p>エ 06. 4</p> <p>(3) (2)の規定にかかわらず、(1)に定めるところにより表示することができるものとする。</p> <p>(保存方法の表示)</p> <p>第8条 規約第3条第1項第5号に規定する「保存方法」は、温度、湿度、場所など注意事項を表示するものとする。ただし、一括表示することが困難な場合には、保存方法欄に記載箇所を表示したうえで、他の箇所に保存方法を表示することができるものとする。</p> <p>なお、保存方法が常温の場合、常温で保存する旨の表示を省略することができる。</p> <p>(原産国名の表示)</p> <p>第9条 規約第3条第1項第6号に規定する「原産国名」についての表示は、輸入品及び原産国について誤認されるおそれのある国産品にあつては、次の各号に定める基準により「原産国名」を表示するものとする。</p> <p>(1) ビスケット類の原産国は、次に掲げる行為が行われた国とする。</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>ア ビスケット、クラッカー、カットパン及びパイにあつては焙焼を行うこと。</p> <p>イ 加工品にあつては、サンドイッチ、コーティング、アイシング等の加工を行うこと。</p> <p>(2) 国産品であつて、次に掲げる表示がされているものにあつては、国内で生産された旨を表示する。</p> <p>ア 和文によるか外国の文字によるかを問わず、フルネームであるか略称であるかを問わず、外国の国名、地名、その他これらに類するものの表示</p> <p>イ 外国の国旗、紋章、地図、その他これらに類するものの表示</p> <p>ウ 和文によるか外国の文字によるかを問わず、フルネームであるか略称であるかを問わず、外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示</p> <p>エ 日本の事業者の名称等の表示で、外国の事業者の名称等の表示とまぎらわしい表示 (例えば「〇〇カンパニー」「〇〇Co, LTD」等)</p> <p>オ 商品名、商品説明、事業者名等の表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示</p> <p>(3) 前号の表示は、次により行うものとする。</p> <p>ア 包装の見やすい場所に、国内製造品である旨を表示すること。</p> <p>イ 規約第3条第1項第6号の規定により一括して表示する場合は、原産国名の文字の後に、「日本」と表示すること。また、施行規則第10条第3号の規定により「販売者」を表示する場合は、一括表示の枠外に、第1条各号の行為をした事業者名の前又は後に「製造」、「製造者」又は「製造元」と付して表示すること。(例えば、「〇〇会社製造」、「製造者〇〇会社」等)。</p> <p>(4) 輸入品にあつては、規約第3条第1項第6号の原産国名の文字の後に、「〇〇」と表示する(〇〇は国名)。</p> <p>(5) 原産国が異なるビスケット類を詰め合わせた商品及びビスケット類と他の食品を詰め合わせたものにあつては、詰め合わせた重量の多い順に原産国を表示する。ただし、原産国が4カ国以上にわたる場合は、3カ国まで表示し、その他の原産国は「その他」と表示することができる。</p> <p>(6) ビスケット類とその容器の原産国が異なるも</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(7) 事業者の氏名又は名称及び住所</p>	<p>のであって容器自体に独自の使用価値があるものにあつては、ビスケット類の原産国と容器の原産国を併記して表示する。</p> <p>例えば（「ビスケット イギリス製」 「容 器 日 本 製」）</p> <p>（事業者の氏名又は名称及び住所の表示）</p> <p>第10条 規約第3条第1項第7号に規定する「事業者の氏名又は名称及び住所」は、表示を行う事業者の区分に応じ、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>なお、食品衛生法（昭和22法律第233号）並びに農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の定めにより表示すべき者が異なる場合は、それぞれの者を記載すること。</p> <p>(1) 製造業者の場合</p> <p>「製造者」の文字の後に、製造業者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ。）及び住所並びに製造所所在地を表示する。なお、製造業者の住所と製造所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。ただし、製造者が厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地の表示にかえることができる。</p> <p>(2) 加工業者の場合</p> <p>「加工者」の文字の後に加工業者の氏名及び住所並びに加工所の所在地を表示する。なお、加工業者の住所と加工所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。</p> <p>(3) 販売業者の場合</p> <p>「販売者」の文字の後に、販売業者の氏名及び住所並びに製造所所在地及び製造者の氏名を表示する。ただし、製造者が販売者と連名で厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号の表示をもって、製造所所在地及び製造者の氏名の表示にかえることができる。</p> <p>(4) 輸入業者の場合（輸入品に限る。）</p> <p>「輸入者」の文字の後に、輸入業者の氏名及び住所並びに輸入業者の営業所所在地を表示する。なお、輸入業者の住所と営業所所在地が同一の場合は、重複して記載する必要はない。</p>
<p>(8) 事故品を取り替える旨</p>	<p>（事故品を取り替える旨の表示）</p> <p>第11条 規約第3条第1項第8号に規定する「事故品を取り替える旨」の表示については、一括表示することが困難なものにあつては、他の箇所に表示する</p>

規 約	施 行 規 則										
<p>2 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している場合にあつては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号へ及びトの定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>3 紙製及びプラスチック製の容器又は包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。</p> <p>（特定事項の表示基準）</p> <p>第4条 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルクその他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める基準によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料の製品に占める重量の割合を「〇〇△△%使用」（〇〇は原材料の名称。以下、本項において同じ。）と明りように商品名に併記した場合</p> <p>(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであつて、当該原材料の使用量が施行規則に定める基準未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を施行規則に定める</p>	<p>ことができる。</p> <p>（表示の省略）</p> <p>第12条 規約第3条第1項各号及び第4条第2項に規定する表示については、次に掲げる基準により表示を省略することができる。</p> <p>(1) 輸入品にあつては、規約第3条第1項第8号に規定する「事故品を取り替える旨」の表示</p> <p>(2) 進物用の容器、包装であつて、デザイン等の関係で、規約第4条第2項に規定する表示が著しく困難なものにあつては、全国ビスケット公正取引協議会の承認を得て他の見やすい場所に表示することができる。</p> <p>(3) 前各号に掲げるもの以外のものであつて規約第3条第1項の表示が困難であるものにあつては、全国ビスケット公正取引協議会の承認を得た方法により表示し又は表示を省略することができる。</p> <p>（原材料の基準含有量）</p> <p>第13条 規約第4条第1項に規定する原材料の基準は、次に掲げるところによる。</p> <p>練り込み製品</p> <table border="1" data-bbox="826 1518 1385 2042"> <thead> <tr> <th>原材料の名称</th> <th>基準含有量 %</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バター</td> <td>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号（以下「乳等省令」という。））で定めるバターの全重量の2.5%以上</td> </tr> <tr> <td>チーズ</td> <td>乳等省令で定めるチーズを全重量の5%以上</td> </tr> <tr> <td>ミルク又は牛乳</td> <td>乳固形量を全重量の5%以上（うち乳脂肪を全重量の1.35%以上）</td> </tr> <tr> <td>ナッツ類</td> <td>ナッツ類を全重量の5%以上</td> </tr> </tbody> </table>	原材料の名称	基準含有量 %	バター	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号（以下「乳等省令」という。））で定めるバターの全重量の2.5%以上	チーズ	乳等省令で定めるチーズを全重量の5%以上	ミルク又は牛乳	乳固形量を全重量の5%以上（うち乳脂肪を全重量の1.35%以上）	ナッツ類	ナッツ類を全重量の5%以上
原材料の名称	基準含有量 %										
バター	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年12月27日厚生省令第52号（以下「乳等省令」という。））で定めるバターの全重量の2.5%以上										
チーズ	乳等省令で定めるチーズを全重量の5%以上										
ミルク又は牛乳	乳固形量を全重量の5%以上（うち乳脂肪を全重量の1.35%以上）										
ナッツ類	ナッツ類を全重量の5%以上										

規 約	施 行 規 則	
<p>ところにより明りょうに商品名に併記した場合</p> <p>(3) (1)及び(2)のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「〇〇香料使用」と明りょうに商品名に併記した場合</p> <p>(4) 果物類の香料のみを使用しているものについて、当該果物の香料を使用した旨を「〇〇香料使用」と明りょうに商品名に併記した場合</p> <p>(5) 2種類以上の果物の香料を使用したものについて、「フルーツ香料使用」と明りょうに商品名に併記した場合</p> <p>(6) (5)のもの又は果物の香料を使用した製品を2種類以上詰め合わせたものについて、「フルーツ香料使用」と明りょうに商品名に併記した場合</p> <p>(7) 全国ビスケット公正取引協議会の承認を得た場合</p>	卵	全卵(殻を除く)を全重量の5%以上
	蜂 蜜	蜂蜜を全重量の5%以上
	コーヒー	コーヒー生豆に換算して全重量の1%以上
	チョコレート (ココア)	カカオマスを全重量の3%以上又はココアを全重量の3%以上
	風味原材料(はっか、ゴマ、青のり、肉類・魚介類エキス、茶類、ハーブ類、酒類、香辛料等)	風味を特徴づけるのに十分な量
	その他	その他の原材料の全重量の5%以上
	2 事業者は、前項の規定により、ビスケット類の商	<p>2 前項に規定する原材料のうち風味原材料を除く2種類以上の原材料を使用したものについては、当該原材料について規定するそれぞれの基準量を、使用した原材料の種類数で除した量以上を含み、かつ、以下の基準のいずれかを満たすもの</p> <p>(1) コーヒー及びチョコレート(ココア)のみを使用したもの 当該原材料の重量の総和が製品重量の3パーセント以上</p> <p>(2) 前号に該当しない組み合わせのもの 当該原材料の重量の総和が製品重量の5パーセント以上</p> <p>3 規約第4条第1項第2号に定める表示の方法は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 2種類以上の同種の原材料をまとめた名称を表示し、当該原材料の合計に占める重量の割合を表示した次に、個別の原材料名を、かっこを付して重量の割合の多いものから順に表示した場合(「◎◎△△%(〇〇、〇〇)使用」(◎◎は同種の原材料をまとめた名称))。ただし、かっこ内は省略することができる。</p> <p>(2) 当該原材料の製品に占める重量の多い順に、個別に「〇〇△△%、〇〇△△%使用」と列記して表示した場合。ただし、個別の割合の表示に代えて、原材料名を列記した後に、その合計の数値を「合計△△%」と表示することができる。</p> <p>4 規約第4条第2項に規定する乳製品の重量百分比</p>

規 約	施 行 規 則
<p>品名に、バター、チーズ、ミルクその他の乳製品の名称を使用する場合は、当該製品の重量百分比を施行規則に定めるところにより商品名に併記しなければならない。</p> <p>3 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を施行規則に定める基準量以上使用する場合でなければ、当該ビスケット類の容器、包装又は説明文等に当該原材料を豊富に含有する旨を表示してはならない。</p> <p>4 事業者は、ビスケット類の容器、包装又は説明書に賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けた年及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに賞については、受賞した博覧会、展覧会、品評会等の名称を表示しなければならない。</p> <p>5 事業者は、ビスケット類の容器、包装又は説明書に、法令に基づく特許又は実用新案、商標若しくは意匠の登録を受けた旨を表示する場合は、その番号を表示しなければならない。</p> <p>6 事業者は、ビスケット類について、特定の出産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合には、次の各号に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>ア 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合</p> <p>イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合においては、この旨の割合であることを表示する。）</p> <p>(2) 特定の出産地の使用量が少ない旨を表示する</p>	<p>の表示は、バターにあってはバター、チーズにあってはチーズ、ミルク又は牛乳にあっては乳固形量を表示するものとする。</p> <p>5 規約第4条第3項に規定する原材料の基準含有量は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 1種類の原材料を強調する場合は、第1項(風味原材料を除く。)に定める基準量の2倍以上とする。</p> <p>(2) 2種類以上の原材料を使用したものについて強調する場合は、第2項に定める基準量の2倍以上。ただし、2種類以上の原材料のうち特定のもののみを強調する場合の基準は、前号によることとする。</p> <p>6 規約第4条第1項第4号から第6号の規定に基づきビスケット類に果物類の香料を使用している旨を表示している場合であっても、あたかも果物類そのものを使用しているように誤認されるおそれがある表示をしてはならない。</p> <p>(特許出願中の表示)</p> <p>第14条 規約第4条第5項に規定する法令に基づく特許、実用新案、商標、意匠等を出願中のものにあつては、出願受付番号を表示することによって出願中である旨を表示することができる。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>場合にあつては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>(3) ビスケット類が有機又はオーガニックである旨を表示する場合にあつては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び同法に基づく有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第60号）に定めるところにより表示すること。</p> <p>7 事業者は、ビスケット類について、栄養成分又は熱量について表示する場合は、栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）に定めるところによらなければならない。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、ビスケット類の取引に関し、容器、包装、説明書、パンフレット、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン等により次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 規約第4条に規定する特定事項の表示基準に合致しない表示</p> <p>(2) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 官公庁、神社、仏閣、その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示</p> <p>(6) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて過大な容器又は包装を用いること。</p> <p>(8) その他当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(輸出品を国内で販売する場合)</p> <p>第15条 輸出品をキャンセル等の理由で国内で販売する場合は、輸出を証明する番号及び数量、輸出年月日を表示し、規約第3条及び第4条第2項に規定する表示を行うものとする。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第16条 規約第5条に掲げる不当表示には、次の表示が含まれる。</p> <p>(1) 製品の大きさ又は形状が、包装の絵又は写真と著しく異なると誤認されるおそれがあるような表示をすること。</p> <p>(2) 「最高級」、「極上」等最上級を意味する文言及びこれらに類する文言を客観的な事実に基づく根拠なしに表示すること。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(9) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(全国ビスケット公正取引協議会の設置)</p> <p>第6条 この規約を適正かつ効果的に運用するため、全国ビスケット公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業内容)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(6) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実に必要な調査を行う。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>1 この施行規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の変更の施行前に事業者が行った表示については、なお従前の例によることができる。</p>